

京都市観光駐車場条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例第109号）（建設局管理部建設総務課）

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に観光駐車場の管理を行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市観光駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第109号

京都市観光駐車場条例の一部を改正する条例

京都市観光駐車場条例の一部を次のように改正する。

第9条を第12条とする。

第8条を削り、第7条を第11条とし、第6条を第10条とする。

第5条中「市長が」を「指定管理者は、」に、「ある」を「できる」に改め、同条を第9条とする。

第4条の見出し中「駐車料」を「駐車料金」に改め、同条中「市長が」を「市長は、」に、「必要」を「理由」に、「駐車料を減免する」を「駐車料金を減額し、又は免除する」に改め、同条を第8条とする。

第3条の見出し中「駐車料」を「駐車料金」に改め、同条第1項本文中「駐車料」を「駐車料金」に改め、同項ただし書中「第2条の3」を「第5条」に改め、同条第2項及び第3項中「駐車料」を「駐車料金」に改め、同条を第7条とする。

第2条の4（見出しを含む。）中「駐車料」を「駐車料金」に改め、同条を第6条とする。

第2条の3中「市長」を「指定管理者」に改め、「ついて」の右に「市長が」を加え、同条を第5条とする。

第2条の2第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第4条とする。

第2条本文中「第2条の4」を「第6条」に、「駐車料」を「駐車料金」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の右に「市長の承認を得て」を加え、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第2条 駐車場の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 駐車場の供用に係る業務
- (2) 駐車場の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

別表第2中「第2条関係」を「第3条関係」に改める。

別表第3中「第2条の4関係」を「第6条関係」に改め、同表1中「普通駐車料」を「普通駐車料金」に改め、同表1備考以外の部分中「駐車料」を「駐車料金」に改め、同表1備考2中「第2条ただし書」を「第3条ただし書」に改め、同表2中「特別駐車料」を「特別駐車料金」に改め、同表2備考以外の部分中「駐車料」を「駐車料金」に改め、同表2備考2中「第2条ただし書」を「第3条ただし書」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(建設局管理部建設総務課)